

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

利用者が決済照合システムを用いて有価証券の非居住者取引の決済照合を行う場合において、下記 2. (1) に定める「誤差照合機能」を新たに導入するため、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

### 2. 改正の概要

#### (1) 決済照合の方法について

決済照合においては、決済を行う両当事者（以下「両決済当事者」という。）が送信する決済指図データにおいて、しばしば決済金額の不一致（以下「誤差」という。）が発生している。決済金額は決済照合項目の一つであり、現在は、照合結果が一致する前提として、両決済当事者の決済金額が完全に一致している必要がある。当該要件を緩和し、誤差の程度が軽微なものとして別に定める場合には、機構が当該決済指図データ上の決済金額の値を修正した上で、照合結果が一致したものとする（当該機能を「誤差照合機能」という。）。

#### (2) その他

その他、所要の規定の整備を行う。

### 3. 施行日

平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

以 上

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

## 1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(決済照合の方法)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 機構は、利用者から決済指図データを受信した場合には、当該決済指図データについて照合を行い、照合結果を利用者（当該決済指図データにおいて指定された者を含む。）へ送信するものとする。<u>ただし、機構は、有価証券の取引等の類型に応じ、決済金額の不一致の程度が軽微なものとして別に定める場合には、当該決済指図データ上の決済金額の値を修正した上で、照合結果が一致した旨を利用者へ送信するものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(決済照合の方法)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 機構は、利用者から決済指図データを受信した場合には、当該決済指図データについて照合を行い、照合結果を利用者（当該決済指図データにおいて指定された者を含む。）へ送信するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

## 2. 附則

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。